

# 福祉タクシー助成券及びあざみ号助成券の 助成内容が変わりました。

平成25年4月1日より、下記の方が助成対象者として追加になりました。該当になる方は申請をお願いします。

- 1 満79歳未満で運転免許を返納し、運転経歴証明書又は運転免許取り消し通知書を所持している方
- 2 「じん臓機能障害」に該当する内容の身体障害者手帳の交付を受け、かつ「自立支援医療受給者証」又は「特定疾病療養受療証」を所持している方（年間500円助成券36枚の加算があります）

## 持参をお願いするもの

- 1に該当する方 ①「運転経歴証明書」又は「運転免許取り消し通知書」②印鑑
- 2に該当する方 ①身体障害者手帳 ②「自立支援医療受給者証」又は「特定疾病療養受療証」③印鑑

ただし、障害者の方が使用する目的で、地方税法の規定により、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方は、該当しませんのでご注意ください。

■申請受付・お問い合わせ先 下諏訪町 健康福祉課 高齢者係（庁舎2階）  
電話27-1111（内線236・237）

## 中小企業融資制度・中高年齢等雇用促進奨励金の改正

平成25年度から経営安定借換資金を創設し、平成25年3月末で終了を迎えた中小企業金融円滑化法や東日本大震災を受けて創設した緊急震災対策資金の廃止の受け皿として、借換がしやすい融資環境を作りました。資金の条件変更も行いましたので、取扱金融機関とご相談のうえご利用ください。

また、中高年齢者及び障害者の雇用を促進するための奨励金も見直しましたので、事業主の皆さんはご利用ください。

**経営安定借換資金** <利子補給> なし

<融資の対象者> 経営安定資金の融資条件を満たし、保証協会の保証付き借入残高を借り換える者

<経営安定資金の融資条件>

町内に工場又は事業所を有するもので、町税を完納し、かつ、同一事業を1年以上経営している者で、次の各号のいずれかに該当する者

- 1 円高や経済の変動等の影響により、最近3カ月間の売上額等が前年同期に比べて5%以上減少している者
- 2 経営に著しく支障を生じている者

<融資の対象> 運転資金 経営に必要な資金

<融資の条件> 限度額 1,000万円 利率 2.0% 償還期間 7年以内（据置期間1年以内）

<保証人等> 保証人 原則として要しないが、法人にあっては代表者を保証人とする。

担保 必要に応じて徴する。

**経営安定資金** <利子補給> 1年間（1.0%）を2年間（1.0%）に変更

**緊急震災対策資金** 廃止（利子補給については続きます。）

**開業資金**

<融資の対象者> 町内に在住し、町内で開業しようとする者、又は開業してから1年未満の者

<融資の条件> 利率 現行2.1% → 1.7%に変更

**中高年齢者等雇用促進奨励金**

下諏訪町の企業が公共職業安定所の紹介により下諏訪町に居住する下記の方を常用労働者として雇用した場合、雇用した日から1年間奨励金を交付します。

- ①中年齢者（45～54歳）36,000円（1人につき年額）
- ②高年齢者（55～64歳）48,000円（1人につき年額）
- ③心身障害者（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者）48,000円（1人につき年額）

■お問い合わせ先 下諏訪町 産業振興課 商工観光係 電話27-1111（内線271）

# 住宅減災・リフォーム・エコエネルギー導入補助事業

平成25年度の申請受付が始まります！

平成25年度から27年度にわたり、次の補助事業を行います。町内の施工業者を利用して行う住宅のリフォームに加えて、減災工事に要する費用の補助も開始します。太陽光発電システム、高効率給湯器、ペレットストーブ等の設置に要する費用の補助や、町内業者で購入・施工を行ったLED照明器具の費用補助も行っています。4月1日（月）から受付が始まっておりますのでご利用ください。



## 住宅リフォーム工事・減災工事 **施工業者は町内業者に限ります。**

- <補助対象者> 町内に住民登録し居住している者又は居住しようとする者で、町税の滞納の無い者
- <補助対象住宅> 補助対象者が町内に所有し、居住している又は居住しようとする個人住宅、併用住宅及び集合住宅の個人住宅部分（家屋部分）
- <補助対象工事> 住宅改修審査会で認められた工事で、要する経費が10万円以上で年度内に完了するもの
- <減災工事> 壁の補強工事、柱・梁補強工事、基礎補強工事、屋根の軽量化に伴う工事等  
〔昭和56年5月31日以前に建築された住宅が対象〕
- <補助金額> ①、②それぞれ10万円の限度額まで、3年間の期間内なら受けられます
- ①リフォーム工事 補助対象工事に要する経費の100分の5に相当する金額で、10万円を限度とします。  
（千円未満切捨）
- ②減災工事 補助対象工事に要する経費の100分の20に相当する金額で、10万円を限度とします。  
（千円未満切捨）
- <申請の受付期間> 平成25年4月1日（月）～平成26年1月31日（金）  
※平成25年4月1日以降の工事で、施工前に申請。平成25年度内に完了届が提出できること。

## 太陽光発電システムの設置 **【1キロワットあたりのシステム価格が税抜で55万円以下のもの】**

- <補助対象者> 町内に住民登録し居住している者又は居住しようとする者で、個人住宅に設置しようとし、町税の滞納の無い者
- <補助対象> 太陽電池モジュールの最大出力の合計が10キロワット未満で、未使用品であること。電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約を締結でき、施工が年度内に完了するもの。  
（施工業者は町内業者に限りません。）
- <補助金額> 1キロワットあたり3万円で限度額10万円（千円未満切捨・1回のみ）
- <申請の受付期間> 平成25年4月1日（月）～平成26年2月28日（金）  
※平成25年4月1日以降の工事で、施工前に申請。平成25年度内に完了届が提出できること。

## 高効率給湯器の設置 **【エコキュート・エコジョーズ・エコフィール・エコウィル・エネファームなど】**

## ペレットストーブ等の設置 **【ペレットストーブ・ペレットと薪の併用ストーブ・ペレットボイラー】**

- <補助対象者> 町内に住民登録し居住している者又は居住しようとする者で、個人住宅に設置しようとし、町税の滞納の無い者
- <補助対象> 家庭用で使用するので、補助の要件を満たす設備（機材費、据付工事費）で未使用品であること。（施工業者は町内業者に限りません。）
- <補助金額> 1台につき2万円（1回のみ）
- <申請の受付期間> 平成25年4月1日（月）～平成26年3月20日（木）  
※平成25年4月1日以降の設置で、設置後支払いが完了した日から1か月以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに申請。

## 住宅用LED照明器具設置 **購入先・施工業者は町内業者に限ります。**

- <補助対象者> 町内に住民登録し居住している者
- <補助対象経費総額> 経費が1万円以上（税込）
- <補助金額> 一律3千円です（1回のみ）
- <申請の受付期間> 平成25年4月1日（月）～平成26年3月20日（木）  
※平成25年4月1日以降に購入・施工したものが対象となります。



■お問い合わせ先 下諏訪町 産業振興課 商工観光係 電話27-1111（内線271）  
町ホームページ <http://www.town.shimosuwa.lg.jp/>  
暮らしのナビ 産業 商業・工業・観光 /navi/sangyo/syokou